

リボ払いの注意点

興味を持ったゆうなさん、リボ払いについてもいろいろ調べてみました。
その結果、次のことがわかりました。

リボ払いにも種類がある

定額方式	定率方式	残高スライド方式
毎月一定額を返済	利用残高に対して 毎月一定率を乗じて返済	借入残高によって毎月の返済額 (元金と利息含む)が決まる。

- 毎月の支払いを一定額に抑えることができる反面、**支払が長期化し、手数料がかさみ、支払総額が大きくなる場合もある。**
- リボ専用カードもあるが、気づかないまま利用しているケースもある。
- 気軽に利用してしまうと**多重債務**(返済ができない程の借金を抱えること)の一因になるおそれもあり、利用する場合はしくみを理解して、残高や手数料などをチェックして「**自己管理を行うことが大切**」である。

考えてみよう!

課題 4-3 10万円分のカード支払い回数を
12回払いと24回払いとで比較してみよう。

📄 ワークシート 4-3

「スマートフォンでもクレジットカードでも
利用する人が上手に使いこなしてこそ価値があるんだ!」



高校のクラス会の帰りにファーストフード店に寄った、がじゅ丸君とゆうなさん。



この間、クレジットカードの手数料をいろいろ調べて
毎月3,000円くらいならなんて簡単に考えない方がいいと思ったよ。
何年も払わなきゃならないし、手数料は高くなるし。
スーツとか買ったけど、就職祝いでもらった商品券を使って、
残りは翌月一括支払いにしたよ。それなら手数料がつかないんだって。

そうだよな。月々これぐらいならって思うけど、長く続くと案外大変だよ。
僕も結局今は買わずによかったよ。
父の車を譲ってもらったけど、車検、税金、【🚗 保険】が考えていた以上にかかるし、
これに車のローンまで払うことになっていたらきつかった。
【🎓 奨学金】の返済も始まっているしさ。



👇 がじゅ丸君は結局車を買わなかったようです。

考えてみよう!

課題 4-4 あなたががじゅ丸君になって「買わない」という意思決定を
意思決定シートに沿って作成して下さい。

📄 ワークシート 4-4

考えてみよう!

保険について考えてみよう! 《がじゅ丸君のいう自動車保険って?》

強制保険

車やバイクに乗る人は自賠責保険に加入することが法律で義務づけられています。(自賠責保険)

補償は対人賠償のみ

自賠責保険で保険金が支払われるのは交通事故を起こし他人を死亡させたりケガをさせたりした場合だけです。

自賠責保険で足りない部分を自動車保険(任意保険)でカバー



自賠責保険は被害者救済を目的としているため、相手の車を壊したり、自分のケガや自分の車の損害(物損)は補償されません。また、自賠責保険の補償額には上限があります。



保険は相互扶助で成り立つ制度です。

お互いに保険料を出し合い、保険料を支払ったうちの誰かが事故にあったときは集まったお金の一部を渡し、お互いに助け合う仕組みです。社会はみなで支えあってできているのです。

(社)日本損害保険協会 フレッシュャーズガイド参照 <http://www.sonpo.or.jp/>

知っていますか?

全国ワースト
1位

《資料》沖縄県の自動車保険の加入状況

対人賠償保険への加入は、自動車共済を加えても75.7%で、全国最下位。(全国平均:87.3%)

(2014年3月現在 損害保険料率算出機構調べ)

4台に1台が
未加入の状態

誰でも事故を起こす可能性があります。自分だけは大丈夫ということはないのです。自動車保険のないまま事故を起こしてしまうと、被害者も加害者もその家族も悲惨な状況になります。車社会の沖縄では特に注意が必要です。



車を運転する事は、責任もついてくるって事なのね。

考えてみよう!

奨学金について考えてみよう!

現在



《奨学金》

借金



《学生》



《大人》

返済



《奨学金》

将来

奨学金も借金?

住宅を購入したり、学校への進学など、どうしても大きなお金が必要な場合、住宅ローンや奨学金を利用することになります。

奨学金も貸与されたもので返済しなければなりません。**やはり借金なのです。**

日本学生支援機構の奨学金の返還ができない人が増えています。

例えば、毎月5万円の貸与を受ける場合と10万円の貸与を受ける場合を考えたとき、そのときの生活は当然10万円あった方がゆとりが出ます。ただ、それは将来返済しなければならないお金。利用する場合は必要最小限の額にしましょう。(毎月5万円の貸与を受けると4年間で240万円、毎月10万円の貸与を受けると4年間で480万円借りることになります。)

学校によっては、返済義務のない奨学金制度を設けているところもあるので、そうした情報も集めてみましょう。

日本学生支援機構HP www.jasso.go.jp

消費者と商品やサービスをつなぐ広告・表示

① 広告を読みとってみよう

がじゅ丸君がスマホの契約店を選んだ理由

がじゅ丸君がスマートフォンの契約をする際その店を選んだのは、折り込み広告を見て「安い!」と思ったからです。

ネット通販やカタログ通販をよく利用するゆうなさん

ゆうなさんは、ネット通販やカタログ通販をよく利用します。通信販売の場合、一般的には商品を手にとって確かめたり、直接店の人から説明を受けることは出来ません。

DouBank
話題のスマホあります!

カラー: グリーン
 サイズ: 高さ約158.0mm×幅約77.0mm×厚さ約8.0mm(最厚部約7.6mm)
 重量: 約153g
 連続通話時間: 約910分
 ディスプレイ: Super AMOLED (有機EL)
 サイズ: 約5.7インチ
 解像度: 1920 x 1080 (FHD)
 CPU: オクタコアCPU (1.9GHz + 1.3GHz)

大特価!

期間限定
 3月1日～31日まで!

② 広告で考える。こんな広告があったとしたら...

卒業シーズン

お得なキャンペーン
 ~この春、新社会人・進学される方のみ限定!~

分割支払総額 82,080円・分割支払金 3,420円(24回)が
いつもキャンペーン割と毎月サポート適用でなんと今なら...

期間限定
 3月1日～31日まで!

実質負担額 0円

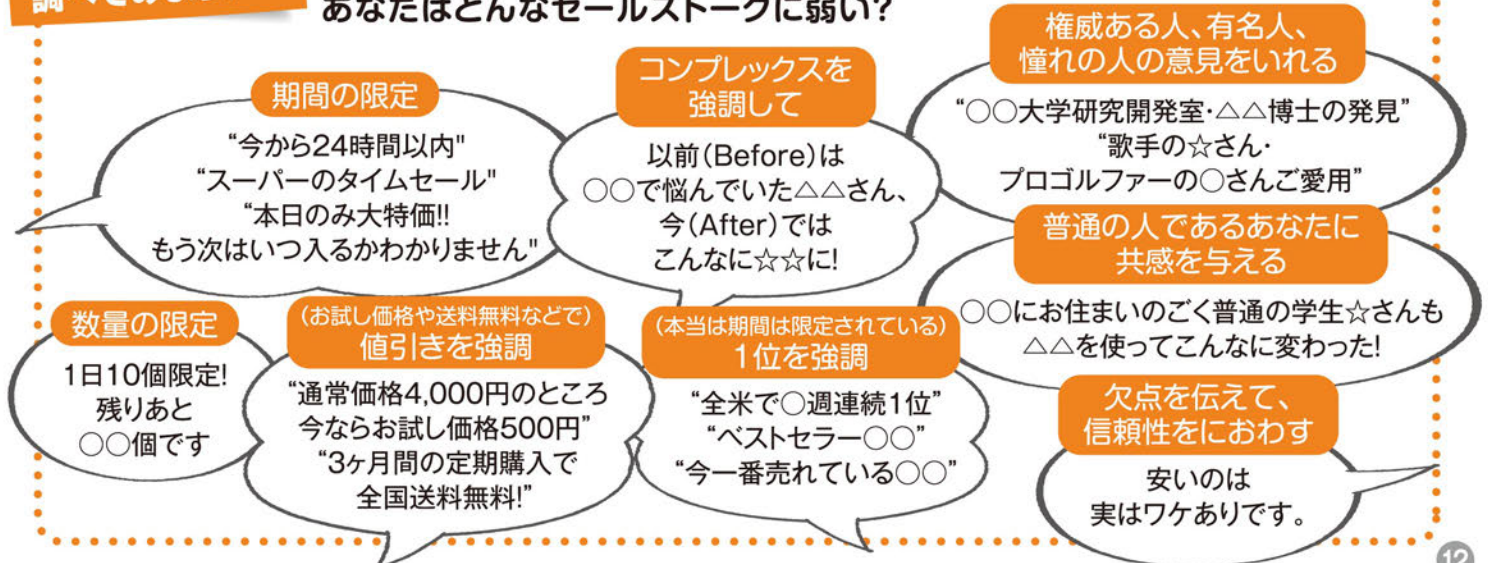
※別途、事務手数料がかかります。
 ※中途解約の場合、解約料が発生します。

考えてみよう!

課題 5-1 上記広告であなたが疑問に感じた点をあげてみよう。あなたならどのような広告を作る?消費者にとってわかりやすい広告を作ってみよう! 📄 ワークシート 5-1

調べてみよう!

テレビや雑誌で「買わせるためのセールストーク」を発見してみよう!
 あなたはどんなセールストークに弱い?



③表示から学ぶ ~表示は情報の宝庫~

がじゅ丸君の選んだポテトチップス

コンビニに立ち寄ったがじゅ丸君、ポテトチップスを買いました。がじゅ丸君の選んだ商品(裏面)を見せてもらいましょう。



名称 ポテトチップス
 原材料名 じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、こんぶエキスパウダー、デキストリン、調味料(アミノ酸等)
 内容量 60g
 賞味期限 表面に記載
 保存方法 直射日光の当たる所、高温多湿のところでの保存はさけてください。
 製造者 ○○○株式会社
 〒000-0000
 ○○県○○市○○ 0-0-00製造所固有記号はこの面の上部に記載

製造所固有記号 S 12345
67890

取扱上の注意:開封後はお早めにお召し上がりください。
 ●本品は卵、乳、小麦、えび、かにを含む製品と共通の設備で製造しています。
 ●本品はパーム油と米油でフライしています。

栄養表示成分(1袋60g当たり)			
エネルギー	337kcal	炭水化物	32.8g
たんぱく質	2.8g	ナトリウム	218mg
脂質	21.6g	(食塩相当量)	0.6g

食品の表示は「食品表示法」で規制されています。特に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」の品質表示基準制度は消費者が食品を選ぶ際に必要な情報を「品質表示基準」として制定し、

すべての製造業者・販売業者にこの基準に従った表示を義務づけています。わたしたち消費者の商品選択の目安になるものです。

考えてみよう!

課題 5-2 ポテトチップスの表示から学ぼう! 調べよう!

- ① 遺伝子組換え食品とは? 表示のルールは?
- ② 賞味期限と消費期限の違いは?
- ③ アレルギー表示について調べてみよう。

📄 ワークシート 5-2

表示は単に商品の内容を示すだけではありません。

大量生産、大量消費、大量廃棄の現代社会ではさまざまな環境問題が起こっています。地球温暖化もそのひとつです。環境への負荷が少ない商品、環境にやさしい企業を選ぶことが求められています。

考えてみよう!

よく見るマークです。何のために必要なのか考えてみよう!



課題 5-3

環境に配慮した商品を選ぶ目安となるマークを身近な商品から探してみよう!

📄 ワークシート 5-3

相談する

高校の同窓会の後、がじゅ丸君とゆうなさんには共通の友人から度々電話が来るようになりました。

「とってもいい話だよ!人を紹介するだけで簡単に収入になるんだ。とにかくセミナーに参加して」会社名やシステム等を聞いても「これからはIT時代、とにかくセミナーに参加して」と繰り返すだけです。

最近は、「活動は僕がやるからさ、会員になってくれればいいんだ、名前だけ貸して」と言ってきます。困った二人は消費生活センターに相談することにしました。



①消費生活センターとは?

困ったときはココに相談ができるのね!



地方公共団体が設置している行政機関で、事業者に対する消費者の苦情相談、消費者啓発活動や消費生活に関する情報提供を行っています。

若者に多いトラブル事例

①ワンクリック請求

無料とあったので興味半分でアクセスしたところ、高額な登録料の請求を受けている。

②無料商法

大丈夫だよね!?



無料ポイントがある出会い系サイトに登録したら大量にメールが届くようになった。そのうちの1通が引きこもりでメル友になってほしいという内容だったので同情してメールのやり取りを続けた。無料ポイントを消化した後も、会ったときにポイント代を払うというので続けていたのだが、会う約束はことごとく破られ、結局10万円近くポイント代を払ってしまった。相手とは連絡が取れない。

③アポイントメントセールス

本当!?



20歳の誕生日の直後にいい話なので説明だけでもと電話で呼び出された。うちの会員になると旅行に安く行けたり、車を格安で購入できるなどの特典があると長時間にわたり説明を受け、会員になるには30万円のDVDの購入が必要と言われ、断り切れずにクレジット契約をしてしまった。よく考えると必要のない契約だったと思う。

若者に多いトラブル事例

④ キャッチセールス



街で「お肌に関するアンケートに答えてくれたらプレゼントがある」と声をかけられ近くの営業所に連れていかれた。アンケートに答えた後、「このままではシミだらけになる、今お手入れしないと手遅れだ」と高額な化粧品を勧められた。契約しないと帰れない雰囲気になり怖くなって契約したがとても払えそうにない。

⑤ マルチ商法



高校時代の先輩から、「絶対儲かる、人を紹介するだけでよい、今の仕事よりよっぽど稼げる」とネットワークビジネスの会員になることを勧められた。断りきれずに会員になり、30万円分のサプリメントをクレジットで購入した。毎月の返済は、紹介料で払えるということだったが、結局誰も紹介できず、自分が手伝うと言った先輩も、努力しないからと冷たい態度である。返済だけが残ってしまった。



がじゅ丸君とゆうなさんは、
連鎖販売取引いわゆるマルチ商法の
トラブル事例の説明を受けました。
人の紹介が収入につながるため、
どうしても強引な勧誘になりやすい等の問題があり、
さまざまな法律の規制があることやクーリング・オフ、
中途解約も可能であることも知りました。



県民生活センターにはさまざまな相談が寄せられます。

インターネットや携帯電話の普及に伴い中学生や高校生からの相談もありますが、一方で高齢化社会において、高齢者、特に1人暮らしの高齢者の被害をどう防ぐかということも大きな課題です。ただ、消費者トラブルは、家族で話し合う、地域で声をかけ合う、見守ることで防げることも多いのです。皆が、自分のことだけではなく少しだけ周りのことを気にかけることがとても大切です。がじゅ丸君とゆうなさん、県民生活センターにあった高齢者狙いのトラブルと

高齢者は
狙われやすい
のね!心配!!



いう冊子を何気なく手に取り、高齢者の蓄えを狙った投資商法や、健康食品などの送り付け商法の手口を初めて知りました。県内でも被害が発生していると聞いてさらに驚きました。人はどんなに気をつけていても、トラブルに巻き込まれそうになったり、実際に巻き込まれることがあります。変だなと思ったとき、仮に契約した後でもおかしいと思ったときに放置せず早めに相談し、被害を最小限に食い止めることも消費者の力です。

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘など、不意打ち的な勧誘によって、自分の意思がはっきりしないまま契約を結んでしまった場合、消費者が「頭を冷やして考え直す」ために導入された制度です。法律の定めた期間内であれば、無条件（違約金もなし）で契約を解除できます。もし業者が嘘や脅しなどによってクーリング・オフを妨害した場合には、期間が延長されます。

※クーリング・オフができるかどうか、その条件については県民生活センターに問い合わせてください。

クーリング・オフができる取引内容と期間

訪問販売	店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引引き	8日間
特定継続的 役務提供	エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
訪問購入	店舗外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供 誘引販売取	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

📄 クーリング・オフを書面で通知

- ① はがきなどの書面に、右図のように「契約を解除する」旨を明記して、支払った金額の返金、商品の引き取りを求めます
- ② 書面は、宛名欄を含めすべてコピーを取っておきます
- ③ 書面は「簡易書留」や「特定記録郵便」など、証拠が残る方法で送ります
- ④ 書面は販売会社宛に、クレジット契約がある場合には、クレジット会社にも同じ内容を送ります
- ⑤ 書面の発送は、必ずクーリング・オフの期間内に行います（期間内に相手に届かなくても有効）

📄 返金を受け、商品の引き取りを要求

- ⑥ 全額返金されたかどうかを確認し、商品は販売会社に引き取りを要求します
- ⑦ すべての書類、書面は最低でも5年間は保管します

クーリング・オフの方法

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇

担当者名 〇〇〇

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を
返金し商品を引き取り下さい。

平成〇〇年〇月〇日
契約者 住所
氏名 

⚠️ こんな場合はクーリング・オフできません

- 自分から自宅への訪問を依頼し、契約・購入したもの
- 自動車や自動車リース
- 葬儀、ガス、電気、水道など
- 使用した消耗品(化粧品、健康食品など)
- 3,000円未満の現金取引
- 訪問購入の場合、自動車(二輪を除く)、大型家電、家具、書籍、CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券など
- 通信販売で購入したもの(ただし、広告に返品制度の有無などが表示されていない義務違反の場合には、商品を受け取った日から8日以内であれば、購入者の送料負担で返品可能)

お婆ちゃんは、大丈夫かな？
今度訪ねよう。

がじゅ丸君の祖母は1人暮らし。最近忙しくてなかなか会えなかったけれど、この週末に訪ねようと思いました。ゆうなさんはすぐ隣に祖父母が暮らしています。困った様子はないか、帰りに寄ってみようと思いました。

調べて考えてみよう!

高齢者に多いトラブルを調べてみよう!
一人暮らしの高齢者がトラブルに巻き込まれないために
地域や社会でできることを考えてみよう!



社会をつくる 消費者市民プロジェクト

消費者には、以下の権利があります。

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 安全の権利 | ⑤ 消費者教育を受ける権利 |
| ② 知らされる権利 | ⑥ 生活の基本的ニーズが満たされる権利 |
| ③ 選ぶ権利 | ⑦ 消費者被害から補償される権利 |
| ④ 意見を聞いてもらう権利 | ⑧ 健全な環境を享受する権利 |

これらの権利は、無条件に与えられた権利ではなく、消費者として実際に行動することによって獲得していく権利です。

商品の表示や説明は、知らされる権利を保障していますが、消費者がそれをきちんと読んで説明書通りに商品を使わなければ、命や暮らしを守る安全の権利は確保できません。また、商品や契約に何か問題があったときには、それは自分だけのことではなく、他の消費者にも関係していることだと考えて下さい。面倒だからとそのままにせず、それを直接生産者に訴えたり、県民生活センターに相談することで被害の拡大を防ぐことができます。

生活の基本的なニーズが満たされる権利は、以前は飢えに苦しむ発展途上国で特に必要な権利だと思われていました。しかし基本的な衣食住を満たせない層は我が国でも着実に増えています。衣食住のほとんどは商品であり、それは金銭との交換無しには手に入りません。生活の基本的ニーズを満たすには、収入を得ることのできる職業につく必要があります。教育を受けることは、職業生活と家庭生活の両方に必要不可欠です。自分自身の人的資源を磨くこと無しに豊かな人生はありません。これらについて憲法では以下のように記されています。

第25条 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

第26条 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

第27条 「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

消費者の権利に示される、生命の安全・安心、経済生活の安定、生活の基本的ニーズの獲得、健全な環境は、さらにより大きな日本国憲法で示される生活権、教育を受ける権利や勤労の権利とも連動しています。また、消費者には権利だけではなく、責任もあります。

消費者の責任

- ① 色々な角度からものごとを見て真実をつきとめる批判的意識を持つ責任
- ② 正しいと信じたことをきちんと自己主張し行動する責任
- ③ 自分の消費行動の社会へ与える影響、特に社会的弱者への影響を考える責任
- ④ 自分の消費行動の環境への影響を考える責任
- ⑤ 団結し連帯する責任

これら5つの消費者の責任は、よりよい社会を形成する消費者市民としての責任でもあります。

消費者の8つの権利と5つの責任は、CI(国際消費者機構)が提唱しています。

私たちが消費しているものには、企業が生産した商品だけでなく、国や地方公共団体の提供している公的サービスもあります。

人間らしい暮らしには、医療、教育、子育て、年金、介護等、何らかの社会システムを介した社会的・協同的な消費のあり方が大きく影響します。

これらの公的サービスは、すべての人に共通する課題で、しかもそれを個人的な努力のみで解決するには限界があります。

消費者市民は、文明社会にふさわしい暮らしのための公的サービスのあり方にも能動的に発言します。

個人的な人生の成功と正常に機能する社会を創る消費者市民プロジェクト “課題を見つけ、調べ、討論し、発表し、交渉し、解決策を探る”



例えば「便利で豊かな消費生活のために原子力発電を続けるべきかどうか」は、今、この時期にみんなで考える課題です。

あるいは大学教育には高価な費用がかかり進学を断念する人もいます。「どうすればみんなが大学教育を受けられるか」も消費生活の課題です。

すべての人がいつかは高齢者になります。60歳で停年退職し無職になっても、80代半ばまで人生は続きます。年金を払えない人の増加は、将来の暮らしにどう影響するので

しょうか。社会全体にどう影響するのでしょうか。これも重要な消費生活の課題です。

大量消費に伴う大量廃棄の問題、生活費が不十分な貧困の問題、国民年金や医療保険を払えない人々の増加、それらの課題の多くは、各人の個人的な努力だけではなく、社会システムの変革を伴うので、すぐに解決できるわけではありません。しかし、社会を形成する消費者・市民として、どうすればよりよい社会が形成できるのかを、みんなで考えることが重要です。

考えてみよう!

課題 7-1 消費者の権利を守る具体的な消費行動をあげてみよう。

ワークシート 7-1

消費市民社会の課題

「進学したい。でも奨学金は借金」「もし子どもが保育園に入れなければ」「もし年金制度が無ければ」

人間らしい暮らしを妨げている消費生活の課題について考えましょう。

- ①そこからひとつ選び、それについて各グループで調べてみましょう。
- ②課題解決に必要な情報、役立つ情報を取捨選択します。
- ③情報をもとにグループで解決方法について話し合います。
- ④それを他のグループにアピールできる方法を選び、発表します。
- ⑤どのような社会であれば、人生の夢がかなうか語りあいましょう。

自分とは違う意見に対してもオープンで寛容な態度を保つことが重要です。よく聞きましょう。

そして討論の結果、納得がいくなら、ためらわず今までの信念を変えましょう。違う意見であっても、どうすればパートナーシップを築けるかの協調点を探ることも重要です。自分とは異なった意見が採用されても、一旦決まったら喜んで協力することが大切です。



考えてみよう!

課題 7-2 よりよい消費生活のための課題をみつけて討論しよう。

ワークシート 7-2



消費者教育ロールモデル構築支援事業

消費者
ホット
ライン

い や や !
188
スマホ・携帯・PHSからもOK!

消費者ホットラインはお近くの
消費生活相談窓口につながります。
就職や進学で県外に出る皆さん、
おかしいな、困ったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう。

窓口一覧

	相談窓口	電話番号	相談日時	相談場所
沖縄県	沖縄県消費生活センター	098-863-9214	毎週月～金曜日 (祝日を除く) 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁 1階
	沖縄県消費生活センター 宮古分室	0980-72-0199		〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 沖縄県宮古合同庁舎 1階
	沖縄県消費生活センター 八重山分室	0980-82-1289		〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎 1階
警察	沖縄県警察本部 悪質商法110番	098-861-9110	毎週月～金曜日 9:30～18:15	〒900-0021 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県警察本部生活保安課

《監修》花城 梨枝子(国立大学法人 琉球大学 教育学部 教授)

《編集協力》村山 誠(糸満高校 教諭)

金城 ふじの(安岡中学校 教諭)

得能 留美子(東風平中学校 教諭)

仲間 広美(沖縄工業高校 教諭)

古波蔵 愛美加(琉球大学花城研究室)

発行者 沖縄県 子ども生活福祉部 消費・くらし安全課

企画編集 特定非営利活動法人 消費者センター沖縄

制作 株式会社 琉球新報開発

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-16-1(琉球新報開発ビル7階)

TEL:098-865-5262 FAX:098-865-5281

※本書の複製ならびに内容を転載するときはご相談ください。